

平成二十年一月二十一日提出
質 問 第 一 一 号

「ねんきん特別便」等に関する質問主意書

提出者
山井和則

「ねんきん特別便」等に関する質問主意書

一 舛添厚生労働大臣は「紙台帳とコンピュータ記録の照合を二年以内にやる」決意を語っているが、福田内閣の決意として理解してよいか。

二 舛添厚生労働大臣の決意にもかかわらず、来年度平成二十年度予算案には八億五〇〇〇万枚の内、三三〇〇万枚の特殊台帳の照合経費しか計上していない。本当にこのペースで二年以内に照合は終わるのか。

三 日本年金機構に移行するまでに、紙台帳とコンピュータ記録の照合を終わらせるべきと考えるがいかか。

四 現時点における「ねんきん特別便」の記録訂正件数は何件か。また訂正なしという旨の確認ハガキは何件、社会保険庁及び社会保険事務所に送られてきたか。

五 「ねんきん特別便」送付後、記録訂正のための照合票は、何件、社会保険庁及び社会保険事務所で受け付けたか。

また、そのうち、記録訂正の再裁定が行われる予定なのは、何件か。照合票を受け付けても、却下されたのは何件か。

六 今回「ねんきん特別便」で記録漏れが見つかり照合票を提出して再裁定となり、今から再裁定を申請する場合、再裁定が行われるのはいつごろか。再裁定には、半年くらいかかると言われているが、遅すぎるのではないか。

七 「ねんきん相談ダイヤル」への「ねんきん特別便」についての問い合わせ内容は、どのようなものが多いか。相談内容の上位五位までをお示しいただきたい。

八 「ねんきん特別便」をめぐっては年金記録の照会について、社会保険事務所に「記録漏れの特定につながる助言をしないよう求めるマニュアル」（二月二十一日付、朝日新聞）を作成していたという。事実か。事実であれば、なぜそのようなマニュアルを作成したのか。

右質問する。